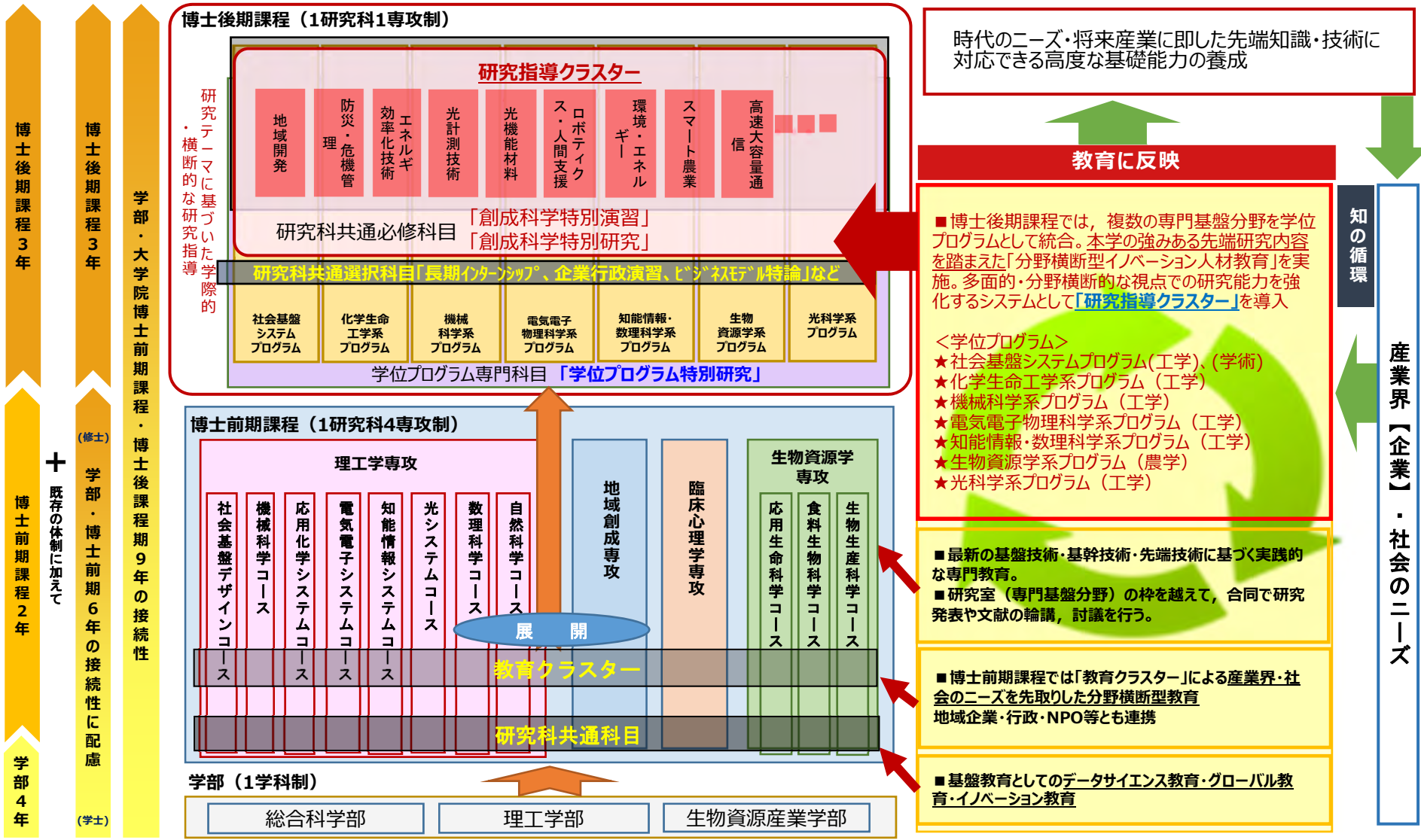


大学院創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）構想

大学院創成科学研究科 - 入口から出口まで + 知の循環 -

養成する
人材像

中長期に亘る社会からの本学への要請を踏まえ、それぞれの専門基盤・基幹技術、並びに幅広い知見と研究能力を有し、やがてはそれぞれの分野で指導的役割を負える人材育成を行う。それによって、次世代の課題探求とその解決能力を有するのみならず、国際環境の変化にも柔軟、かつ自律的に対応できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を育成する。



**創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
養成する人材像及び3つのポリシー**

創成科学専攻（博士後期課程）		
養成する人材像		
<p>中長期に亘る社会からの本学への要請を踏まえ、それぞれの専門基盤・基幹技術、並びに幅広い知見と研究能力を有し、やがてはそれぞれの分野で指導的役割を負える人材育成を行う。それによって、次世代の課題探求とその解決能力を有するのみならず、国際環境の変化にも柔軟、かつ自律的に対応できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を育成する。</p>		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>創成科学専攻博士後期課程では、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力 分野横断的な多角的視点と高度な専門知識・技能を身につけ、専門基盤分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、専門基盤分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力 問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>創成科学専攻博士後期課程では、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、基盤となる専門分野の高度な知識を修得する仕組みを縦串とする。それに加えて、自身の研究の深化のために分野横断的な多角的視点的形成させる「研究指導クラスター」を教育の横串として機能させる。このような縦横のしくみを用い、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法 (1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力 基盤となる専門分野に関する高度の専門的知識と能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した他の基盤分野の視点を涵養することによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視野から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力及び新たな価値を創成できる能力が修得できる機会を提供する。 (2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力 博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感、独自の発想力や豊かな創造力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して行動できる能力を育む機会を提供する。 (3) 国際的発信力及び社会貢献能力 博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、専門基盤分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法 体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価 客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>創成科学専攻博士後期課程では、その理念、目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、高度な専門知識と多角的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対し自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、当該専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、専門分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：社会基盤システムプログラム		
養成する人材像		
社会基盤システムプログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、社会基盤分野や社会・人間科学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>社会基盤システムプログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>社会基盤学、社会科学、人間科学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、社会基盤学、社会科学、人間科学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、社会基盤学、社会科学、人間科学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、社会基盤学、社会科学、人間科学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>社会基盤システムプログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>社会基盤や社会・人間科学分野に関する深い知識に根ざした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自立的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、社会基盤学、社会科学、人間科学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、社会基盤学、社会科学、人間科学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>社会基盤システムプログラムでは、社会基盤学、社会科学、あるいは人文科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 社会基盤学、社会科学、あるいは人間科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、社会基盤学、社会科学、あるいは人間科学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、社会基盤や社会・人間科学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：化学生命工学系プログラム		
養成する人材像		
<p>化学生命工学系プログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、化学工学や生命工学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。</p>		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>化学生命工学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>物質創製、生物資源利用の基礎としての化学、生命科学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、化学、生命科学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、化学的、生物学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、化学、生命科学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>化学生命工学系プログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>化学と生命科学分野に関する深い知識に根ざした論理的的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、化学、生命科学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、化学、生命科学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>化学生命工学系プログラムでは、化学、あるいは生命工学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 化学、あるいは生命科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、化学、あるいは生命科学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、化学、応用化学、あるいは生命科学に関する高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：機械科学系プログラム		
養成する人材像		
<p>機械科学系プログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、機械工学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。</p>		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>機械科学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>機械工学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、機械工学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、機械工学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、機械工学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>機械科学系プログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>機械工学分野に関する深い知識に根ざした論理的な分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、機械工学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、機械工学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>機械科学系プログラムでは、機械工学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 機械工学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、機械工学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、機械工学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：電気電子物理科学系プログラム		
養成する人材像		
電気電子物理科学系プログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、電気電子工学や物理学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>電気電子物理科学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>電気電子工学、物理学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、電気電子工学、物理学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、電気電子工学、物理学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、電気電子工学、物理学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>電気電子物理科学系プログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>電気電子工学および物理学分野に関する深い知識に根ざした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、電気電子工学、物理学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、電気電子工学、物理学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>電気電子物理科学系プログラムでは、電気電子工学、あるいは物理学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 電気電子工学、あるいは物理学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、電気電子工学、あるいは物理学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、電気電子工学、物理学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：知能情報・数理科学系プログラム		
養成する人材像		
知能情報・数理科学系プログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、知能情報工学や数理科学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>知能情報・数理科学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>情報工学，知能工学，数理科学に関する高度な専門知識，論理的思考力，製品開発等への応用力を持つとともに，関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち，情報工学，知能工学，数理科学分野において明確な問題意識を持ちつつ，自立して研究を遂行し，情報工学的，知能工学的，数理科学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において，課題を解決する能力，専門的な職業を牽引できる高度な能力，それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観，責任感，創造力，応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに，情報工学，知能工学，数理科学及びその関連分野を総合的に理解し，多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により，実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し，国内外に発信できるコミュニケーション能力，専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力，豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力，及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>知能情報・数理科学系プログラムでは，学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために，以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>基盤となる情報工学・知能工学・数理科学分野に関する深い知識に根ざした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目，及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し，学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え，多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力，持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力，さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観，責任感，創造力，応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し，研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに，情報工学，知能工学，数理科学分野及びその関連分野を総合的に理解し，多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力，広範な応用力及び展開力をもって，自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し，情報工学，知能工学，数理科学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し，国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに，専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力，豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力，及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて，自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性，厳格性及び公平性を確保するため，学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し，当該基準に基づき厳格な評価を行い，博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>知能情報・数理科学系プログラムでは，情報工学，知能工学，あるいは数理科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって，科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人，研究者，あるいは起業家人材を養成するため，課題に対して自ら積極的に取り組む主体性，社会の多様性を理解できる能力，協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 情報工学・知能工学・数理科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ，明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し，技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し，情報工学，知能工学，あるいは数理科学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力，独自の発想力や豊かな創造力をもって，他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し，世界水準の研究成果を発信し，情報工学・知能工学・数理科学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

学位プログラム名：生物資源学系プログラム		
養成する人材像		
生物資源学系プログラムでは、中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、農林畜水産業を地方創生の原動力として、我が国の持続的発展、国際競争力の向上、人類社会への貢献に資する高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>生物資源学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>生物資源学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、生物資源学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、生物資源学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、生物資源学及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>生物資源学系プログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、以下の方針で教育過程を編成する。</p> <p>1. 教育過程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>生物資源学分野に関する深い知識に根ざした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、生物資源学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、生物資源学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>生物資源学系プログラムでは、生物資源学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 生物資源学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、生物資源学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、生物資源学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）
各学位プログラムで養成する人材像及び3つのポリシー

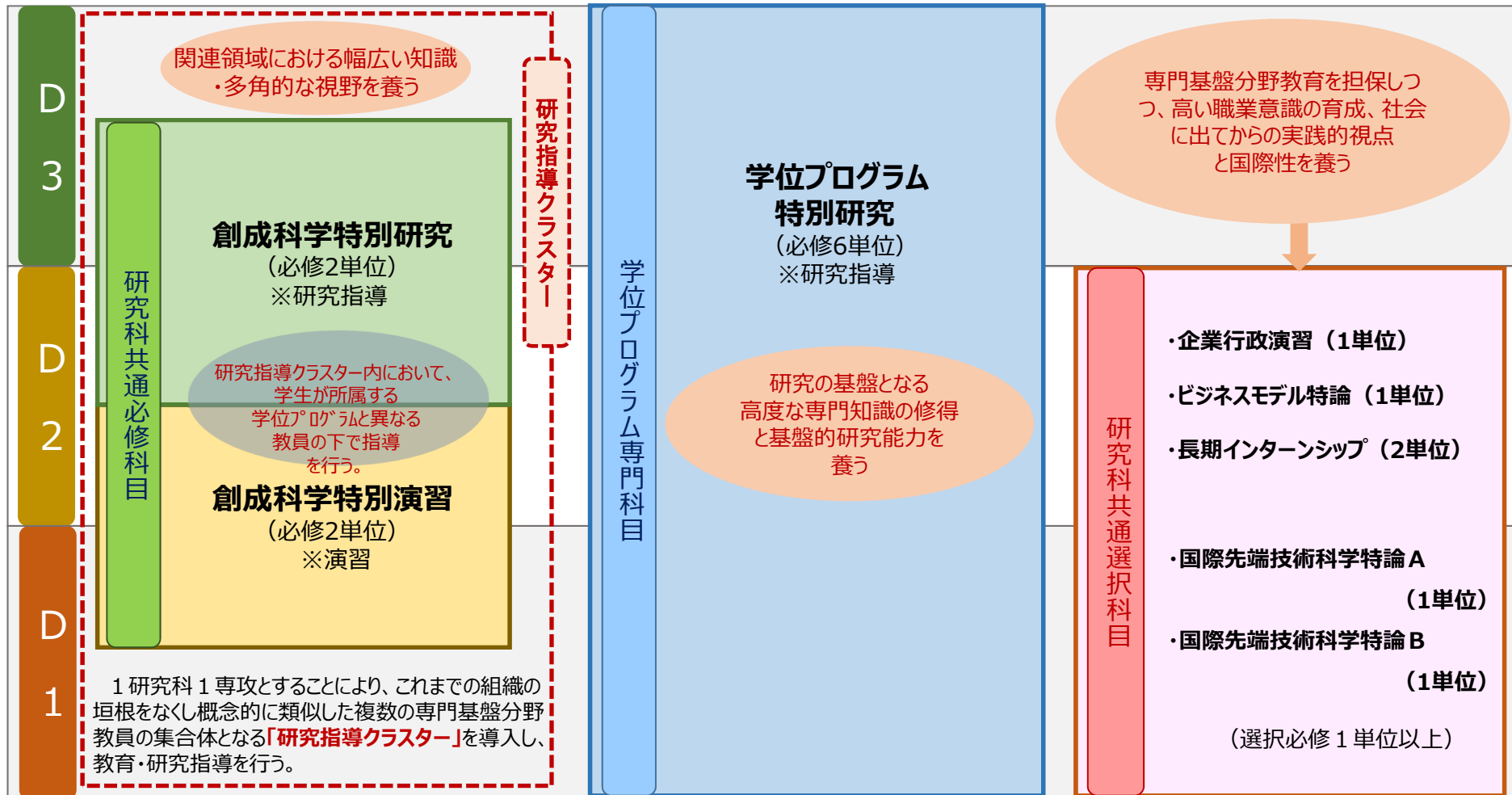
学位プログラム名：光科学系プログラム		
養成する人材像		
光科学系プログラムでは中長期的な産業界や社会ニーズを踏まえ、光科学に関する最新の基盤技術・基幹技術・先端技術を理解し、グローバルな視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人・研究者・起業家人材を養成する。		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>光科学系プログラムでは、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。</p> <p>1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>光科学に関する高度な専門知識、論理的思考力、製品開発等への応用力を持つとともに、関連分野に関する幅広い先端知識を基礎とした分野横断的な多角的視点に基づいた展開力を持ち、光科学分野において明確な問題意識を持ちつつ、自立して研究を遂行し、光科学的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において、課題を解決する能力、専門的な職業を牽引できる高度な能力、それに加えて新たな価値を創成できる能力を有する。</p> <p>2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、光科学及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視点に基づく独創的な発想力や豊かな創造力により、実践的に研究を主導・牽引できる能力を有する。</p> <p>3. 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できるコミュニケーション能力、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を有する。</p>	<p>光科学系プログラムでは、学位授与の方針で示す能力を持った人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育課程の編成と教育方法</p> <p>(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力</p> <p>光科学分野に関する深い知識に根ざした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力を修得させる研究指導科目、及び研究課題に関連した多角的な視点を涵養することができる授業科目及び研究指導科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、多角的な視点から社会の変化や要求に柔軟に対応して課題を解決できる自律的な応用力と創造力、持続可能な開発目標に配慮した当該分野の発展を推進できる能力、さらには自身の研究を客観的に分析評価できる能力を修得できる機会を提供する。</p> <p>(2) 倫理観、責任感、創造力、応用力及び展開力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有するとともに、光科学分野及びその関連分野を総合的に理解し、多角的な視野に基づいた独自の発想力や豊かな想像力、広範な応用力及び展開力をもって、自立して研究を主導・牽引できる能力を育む機会を提供する。</p> <p>(3) 国際的発信力及び社会貢献能力</p> <p>博士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、光科学分野に関する問題点や研究成果を論理的かつ明確に表現し、国内外に発信できる能力を育む機会を提供するとともに、専門基盤分野の異なる他者と連携・協力できる能力、豊かで健全かつ持続可能な国際社会を構築するための国際交流に積極的に貢献できる能力、及び社会や産業界の要請に応じて指導的立場に立って産業活性化に貢献できる能力を涵養できる機会を提供する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>体系的な教育課程と研究指導を通じて、自立して独創的な研究を遂行できる能力と研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会を提供する。</p> <p>3. 学修成果の評価</p> <p>客観性、厳格性及び公平性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。</p>	<p>光科学系プログラムでは、光科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考によって、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人、研究者、あるいは起業家人材を養成するため、課題に対して自ら積極的に取り組む主体性、社会の多様性を理解できる能力、協働性をもった次のような人を求める。</p> <p>1. 光科学に関する高度な専門知識・技能と分野横断的な多角的視点に基づいた論理的思考を身につけ、明確な問題意識をもって自立して研究を遂行し、技術の進歩並びに知の深化及び総合化に努めるなど高度専門的な職業に従事できる卓越した能力を修得しようとする人</p> <p>2. 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感を有し、光科学分野に関する深い知識と広範な応用力や展開力、独自の発想力や豊かな創造力をもって、他者と協働して地域と国際社会の発展のために高度に貢献しようとする人</p> <p>3. 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、光科学に関わる高度専門分野を牽引して新たな価値の創成のために貢献しようとする人</p>

創成科学専攻(博士後期課程)の教育課程

博士(学術), (工学), (農学)

博士論文

博士論文に関する研究成果の審査及び最終試験に合格



合計11単位以上取得

創成科学専攻(博士後期課程)のカリキュラムマップ

入学者像 アドミッション ・ポリシー

AP3: 高度な国際的視野を有し、世界水準の研究成果を発信し、高度専門分野を牽引

AP2: 分野横断的な多角的視野と高度な専門知識・技能と論理的思考、明確な問題意識

AP1: 研究遂行に関わる高い倫理観と強固な責任感・独自の発想力や豊かな創造力、広範な応用力/展開力

CP1: 学識と研究能力及び高度専門職業能力

CP2: 倫理観, 責任感, 創造力, 応用力及び展開力

CP3: 国際的発信力及び社会貢献能力

カリキュラム・ポリシー

入学 D1 D2 D3 修了

(学位プログラム専門科目)
学位プログラム特別研究 博士論文

CP1 CP2 CP3

学位論文の作成に向けた次の3工程「研究の方向性の決定」「研究の実践」「研究成果の発信」の中で、基盤となる専門分野の高度な知識、課題解決能力、研究手法を学び、研究の展開力を養成するとともに、研究活動のための倫理観、他者との連携能力や国際的な能力を養い、ディプロマ・ポリシーに定める能力を修得させる。

DP1 DP2 DP3

(研究科共通必修科目)
輪講指導などにより当該学生の研究テーマに対し、多角的視野を養う導入教育を行うとともに課題解決能力、研究に関する倫理観や研究の展開力を修得させる。

CP1 CP2

創成科学特別演習

DP1 DP2

研究指導クラスター

(研究科共通必修科目)
「創成科学特別演習」に続き、多角的視野を実践的に修得させるための研究指導を行うとともに課題解決能力、研究に関する倫理観を修得させる。

CP1 CP2

創成科学特別研究

DP1 DP2

(研究科共通選択科目)

- 企業行政演習・ビジネスモデル特論
- 長期インターンシップ
- 国際先端技術科学特論A
- 国際先端技術科学特論B

CP2 CP3

DP2 DP3

専門基盤分野教育を担保しつつ、高い職業意識の育成、他者との連携能力、社会に出てからの実践的視点と国際性を養う

ディプロマ・ポリシー

DP1: 学識と研究能力及び高度専門職業能力

DP2: 倫理観, 責任感, 創造力, 応用力及び展開力

DP3: 国際的発信力及び社会貢献能力

DP (Diploma Policy)
CP (Curriculum Policy)
AP (Admission Policy)

学位プログラム専門科目及び研究科共通必修科目の概要等

「学位プログラム特別研究」(研究指導科目：必修6単位) 1年次～3年次

【目的】 基盤となる専門分野(学問体系)の高度な知識と研究能力を修得させる。

【概要】 博士論文に関連した実験・研究を行うことを通じ、個々の学生に設けられる個別の課題研究について、理論および実験から取り組み、課題研究で設定された問題を解決する。本科目で教育と研究の質保証を行い、最終的には学位プログラムごとに「学位」授与の審査を行う。

【主な指導方法等】

博士論文の作成に向けた研究における背景や意義等を理解し、課題解決のための方法を調査して研究を主体的・能動的に実施する。得られた研究結果の解析を行うと共に、指導教員との討論やグループ討論を行いながら正確に分析する。研究成果に基づいて発表用資料を作成し、発表を行うと共に学術誌論文へ研究成果を投稿する。研究を通して得られた成果を博士論文としてまとめる。

【メイン担当】

・主研究指導教員 1名
(学生が所属する学位プログラム教員)

【サブ担当】

・副研究指導教員 1名
(学生が所属する学位プログラム教員)

主研究指導教員は、学位プログラム特別研究の研究指導に加え、各科目の指導計画・内容・進捗等を確認し学生が円滑に研究活動を進めることができるように調整を行う。

【メイン担当】

・副研究指導教員 1名
・研究指導クラス教員複数名
(学生と異なる学位プログラム教員)

【サブ担当】

・主研究指導教員 1名
・副研究指導教員 1名
(学生が所属する学位プログラム教員)

「創成科学特別演習」(演習科目：必修2単位)

1年次後期～2年次前期

【目的】

学生の専門基盤分野とは異なる基盤分野の視点から自らの研究テーマを多角的に見る能力を修得する。

【概要】

本科目は、「多角的視野を養うための「創成科学特別研究」の導入教育」という位置づけとし、「学位プログラム特別研究」の相補的な科目となる。学生自身の研究テーマと研究対象が似通った別の基盤分野の複数の研究指導クラス教員(学生と異なる学位プログラム教員)が文献等を用いた指導(輪講指導等)を行う。本科目は、研究指導クラスター内で組織的に展開する。

【主な指導方法等】

- ① 当該学生の研究テーマに沿って、教員が関与する学生と異なる分野の研究の紹介や、参考となる研究論文、参考著書、技術資料等を提示し、輪講指導、文献読解指導、レポート指導等を行いながら、研究室内や他の指導グループとの発表・討論を実施し、それらをまとめた概説を作成する。
- ② 本演習に引き続き行う「創成科学特別研究」において研究を行う際に必要となる実験やシミュレーションのスキルを修得する上での基礎知識を修得させる。
- ③ 専攻全体で開催される創成科学特別演習発表会において社会実装に向けた構想も踏まえてその内容を発表し、質疑応答を通して多面的な視野を養う。

【メイン担当】

・副研究指導教員 1名(学生と異なる学位プログラム教員)
・主研究指導教員 1名(学生が所属する学位プログラム教員)

【サブ担当】

・副研究指導教員 1名
(学生が所属する学位プログラム教員)

「創成科学特別研究」(研究指導科目：必修2単位)

2年次後期～3年次前期

【目的】

専門基盤分野とは異なる基盤分野の視点から自らの研究テーマを多角的に見る能力を修得する。加えて社会実装に向けた基盤的な視点を養う。

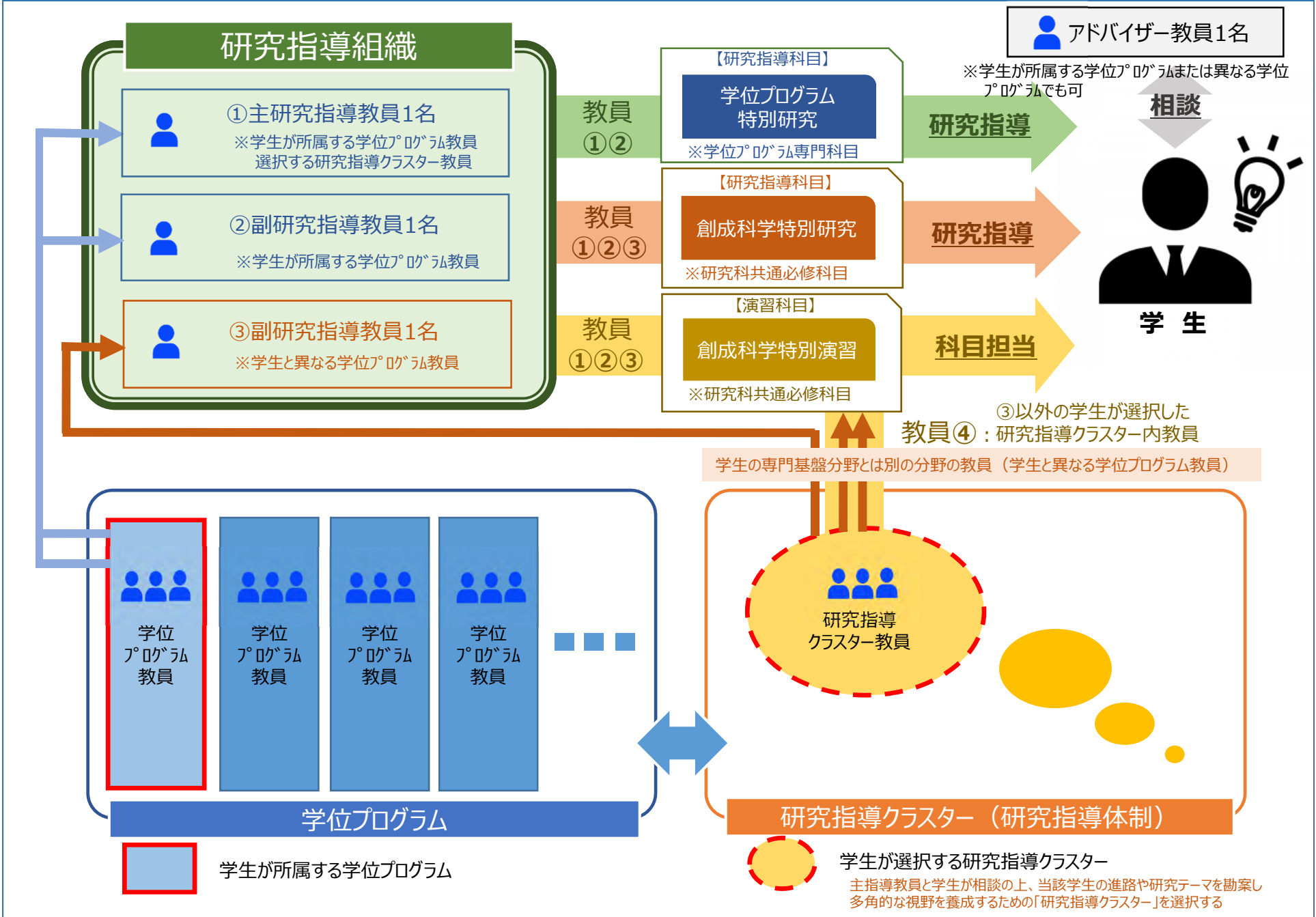
【概要】

本科目は、先行科目の「創成科学特別演習」を踏まえ、「学位プログラム特別研究」の相補的な科目となる。主指導教員(学生が所属する学位プログラム教員)と副指導教員(研究指導クラス教員(学生と異なる学位プログラム教員))が連携し、学位論文の導入部分や将来展望に相当する部分の作成に向けた過程で、それぞれの役割を決めて研究指導を行う。本科目は、研究指導クラスター内で組織的に展開する。

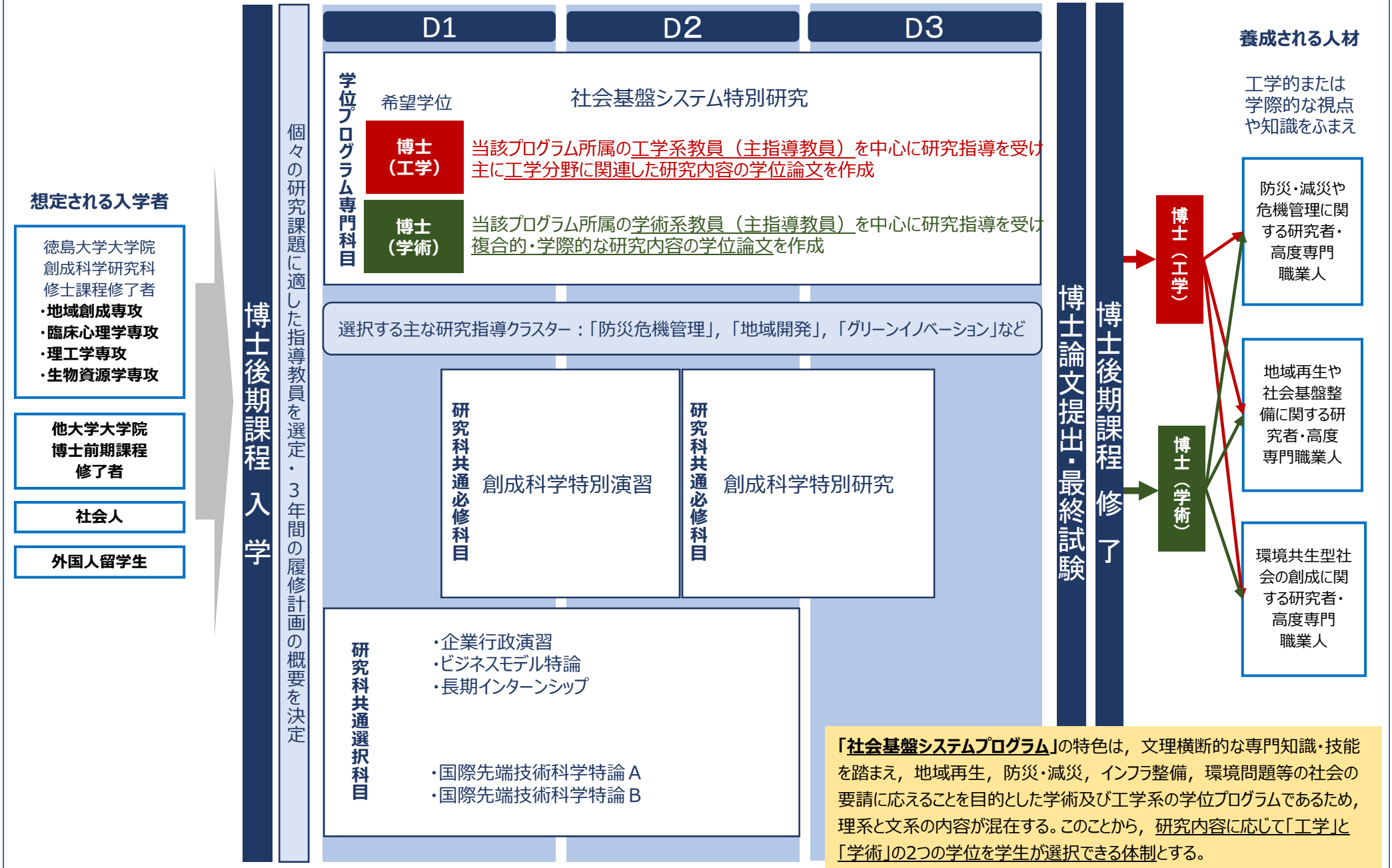
【主な指導方法等】

- ① 主指導教員が指導計画・内容を確認しながら副指導教員(研究指導クラス教員)を中心に、次のような研究指導を行う。
 - ・学生自身の研究内容を他分野の視点から見つめ直し、他分野への展開の可能性を探るとともに、その課題を整理する。
 - ・学生自身の研究に他分野の視点や取り組みを取り入れるためのスキル、専門知識、アプローチ手法等を学ぶ。
 - ・主指導教員と連携しながら、副指導教員の研究分野の研究実施のための知識を学ぶ。
- ② 上記の内容について、研究室内あるいは他の指導グループとの研究報告会、専攻全体で開催される創成科学特別研究発表会で発表し、質疑応答を通して多面的な視野を養う。

研究指導組織の構成



社会基盤システムプログラムにおける入学から修了までの流れ(学位の決定)



創成科学専攻 研究指導・論文審査等の標準的なスケジュール

年次	時 期		内 容	備 考
	4月入学	10月入学		
第1年次	4月	10月	主指導教員による 新入生オリエンテーション・履修ガイダンス（履修計画検討） 研究指導組織、選択する研究指導クラスターの検討 研究題目・研究計画の立案・提出	・研究指導体制、研究指導クラスターの概要、研究指導スケジュール等の説明 ・倫理、安全教育の実施 ・学生は主指導教員と相談の上、研究題目を決定し、それに基づく研究指導組織（副指導教員）の構成及び選択する研究指導クラスターと当該クラスターから複数名の学生と異なる学位プログラム教員を選考する。 ・学生自身の研究の位置づけを把握し今後の研究プランを立てるとともに、プレゼンテーション技術を修得 ・研究の進捗状況と今後の研究計画等について発表（中間発表指導） ・研究の進捗状況に応じて、指導教員と相談しながら適宜研究計画を見直す。 ・研究指導クラスター教員（学生と異なる学位プログラム教員（複数名））を中心に指導
	5月	11月	研究指導組織、研究指導クラスターの決定	
	6月	12月	研究構想案発表会 研究計画に基づく研究指導	
	9月	3月	学位プログラム中間発表会（構想審議） ※公聴会形式 取得学位の仮決定 適宜、研究計画の見直し	
	10月	4月	「創成科学特別演習」による指導 （第1年次後期～第2年次前期）	
第2年次	9月	3月	「創成科学特別演習」発表会	・主指導教員（学生が所属する学位プログラム教員）と副指導教員（研究指導クラスター教員（学生と異なる学位プログラム教員））による研究指導 ・研究の進捗状況と今後の研究計画等について発表
	10月	4月	「創成科学特別研究」による研究指導 （第2年次後期～第3年次前期）	
	12月	6月	学位プログラム中間発表会（取得学位決定） ※公聴会形式 中間審査	
第3年次	9月	3月	「創成科学特別研究」発表会	・学位論文予備審査委員会編成 ・学位論文審査委員会編成 ・学位プログラムごとに公聴会形式で審査会を開催 ・課程修了、博士の学位授与
	10月	4月	予備審査申請書提出 予備審査	
	1月	7月	学位論文提出	
	2月	8月	学位審査会（公聴会形式） 最終試験（論文審査）	
	3月	9月	学位論文製本等提出	

研究計画指導（1年前期）

創成科学特別演習
学位プログラム特別研究
創成科学特別研究

履修モデル

学位プログラム名	社会基盤システムプログラム	学位	工 学
研究指導クラスター	防災・危機管理	社会基盤システム、化学生命工学、機械科学、電気電子物理科学の各学位プログラムの基盤知識をもとに、防災・減災関連技術などの社会リスクに対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つけ、それを展開させる能力を養う。	
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、建設、環境・地域コンサルタント業、インフラ設備産業、エネルギー産業、機械産業、電子機器産業や関連するベンチャー系企業など防災危機管理に関する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。		

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				社会基盤システム 特別研究 (6)
	後期		創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期	ビジネスモデル特論 (1)			
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	社会基盤システムプログラム	学 位	学 術
研究指導クラスター	地域開発	社会基盤システム、化学生命工学、生物資源学の各学位プログラムの基盤知識をもとに、地域の活性化に対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つめ、それを展開させる能力を養う。	
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、建設・環境・地域コンサルタント業、エネルギー産業、インフラ設備産業、バイオ・化学系産業や関連するベンチャー系企業など、地域開発に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。		

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期	企業行政演習 (1)			社会基盤システム 特別研究 (6)
	後期		創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期				
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	化学生命工学系プログラム	学位	工 学
研究指導クラスター	機能性材料	化学生命工学，電気電子物理科学，機械科学，社会基盤システムの各学位プログラムの基盤知識をもとに，持続可能な社会の構築や産業の高度化・高付加価値化を行う際の基盤となる様々な高機能材料の開発に対応できる多角的な視点を養い，自らの研究テーマを俯瞰的に見つけ，それを展開させる能力を養う。	
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、バイオ・化学系産業、製薬業、プラント産業、エネルギー産業、電子機器産業、機械産業や関連するベンチャー系企業など化学や生命工学に基づいた機能性材料に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。		

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				化学生命工学系 特別研究 (6)
	後期	ビジネスモデル特論 (1)	創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期				
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	機械科学系プログラム		学 位	工 学
研究指導クラスター	エネルギー効率化技術	機械科学、電気電子物理学、社会基盤システム、化学生命工学、生物資源学の各学位プログラムの基盤知識をもとに、持続可能型社会の実現の要である、さらなるエネルギーの効率化に対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つけ、それを展開させる能力を養う。		
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、エネルギー産業、インフラ設備産業、機械産業、電力産業、プラント産業、バイオ・化学系産業、農業系産業や関連するベンチャー系企業など機械工学に基づいたエネルギー効率化に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。			

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				機械科学系 特別研究 (6)
	後期	長期インターンシップ (2)	創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期				
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(2)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	電気電子物理科学系プログラム	学 位	工 学
研究指導クラスター	グリーンイノベーション	化学生命工学、電気電子物理科学、機械科学、社会基盤システム、光科学、生物資源学の各学位プログラムの基盤知識をもとに、脱炭素技術など環境問題や持続可能型社会の実現に対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つけ、それを展開させる能力を養う。	
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、エネルギー産業、電子機器産業、光デバイス産業、建設、環境・地域コンサルタント業、インフラ設備産業や関連するベンチャー系企業など、電気電子工学や物理学に基づいたグリーンイノベーションに関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。		

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				電気電子物理化学系 特別研究 (6)
	後期		創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期	国際先端技術科学特論A (1)			
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	知能情報・数理科学系プログラム		学 位	工 学
研究指導クラスター	ビッグデータ処理	知能情報・数理科学，電気電子物理学，社会基盤システム，光科学。機械科学の各学位プログラムの基盤知識をもとに，膨大なデータから必要な情報を分類・抽出し解析する手法や各種分析手法に対応できる多角的な視点を養い，自らの研究テーマを俯瞰的に見つめ，それを展開させる能力を養う。		
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、IT産業、電子機器産業、バイオ・化学系産業、製薬業、建設、環境・地域コンサルタント業、機械産業や関連するベンチャー系企業など、知能情報工学や数理科学に基づいたビッグデータ処理に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。			

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				知能情報・数理科学系 特別研究 (6)
	後期	長期インターンシップ (2)	創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期				
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(2)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	生物資源学系プログラム	学位	農 学
研究指導クラスター	機能性食品開発	生物資源学、化学生命工学の各学位プログラムの基盤知識をもとに、有用生物資源を活用した機能性食品開発に対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つけ、それを展開させる能力を養う。	
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、食品産業、農業、畜産業、漁業、バイオ・化学系産業、製薬業や関連するベンチャー系企業など生物資源学に基づいた機能性食品に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。		

項 目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				生物資源学系 特別研究 (6)
	後期	ビジネスモデル特論 (1)	創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期				
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修 単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

履修モデル

学位プログラム名	光科学系プログラム		学位	工学
研究指導クラスター	光機能材料	光科学、電気電子物理学、化学生命工学、社会基盤システムの各学位プログラムの基盤知識をもとに、光関連計測機器の開発や新たな物性評価手法など、光関連技術に対応できる多角的な視点を養い、自らの研究テーマを俯瞰的に見つめ、それを展開させる能力を養う。		
想定される進路	大学等研究機関、公的研究機関のほか、光デバイス産業、電子機器産業、通信機器産業、計測機器産業、医療機器産業、バイオ・化学系産業や関連するベンチャー系企業など、光科学に基づいた光機能性材料に関連する業種を主要な進路先として、これらの企業・団体の中で、広い視野に基づく実践力とマネジメント力を兼ね備えたリーダー的な役割を担うエンジニア、企業研究職、研究員や、これまで修得した高い研究力を生かしたベンチャー企業のスタートアップ起業家などを想定している。			

項目		研究科共通選択科目	研究科共通必修科目		所属学位プログラム専門科目
1 年次	前期				光科学系特別研究 (6)
	後期		創成科学特別演習 (2)		
2 年次	前期	国際先端技術科学特論B (1)			
	後期			創成科学特別研究 (2)	
3 年次	前期				
	後期				
履修単位数		(1)	(2)	(2)	(6)

修得単位数合計 11単位以上

徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会規則

平成29年4月1日

大学院社会産業理工学研究部長制定

(設置)

第1条 徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域（以下「学域」という。）に、学域の教員、総合科学部学生及び大学院総合科学教育部学生が行う人を対象とする研究の適正な実施を図るため、徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、学域、総合科学部及び大学院総合科学教育部で行う人を対象とする研究（徳島大学及び徳島大学の各部局等に置かれる倫理審査委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳が護られ、人権の尊重その他の倫理的観点、社会的観点及び科学的観点から研究計画とその実施の適否を審査する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各系から選出された教員 各1名
- (2) 学域と利害関係を有しない自然科学の有識者 1名
- (3) その他研究部長が必要と認める者 2名

2 委員のうち2人以上は、学域以外から選出するものとする。

3 委員は、男女両性で構成するものとする。

4 委員は、研究部長が命じ、又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員の任期は、2年を超えない範囲で研究部長が定める期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ会議を開くことができない。

(1) 第3条第1項第1号の委員のうち2名以上出席していること。

(2) 第3条第1項第2号及び第3号の委員が出席していること。

(3) 男女両性の委員が出席していること。

2 審査対象となる研究計画の実施責任者（当該研究を代表する者をいう。ただし、当該研究を代表する者が学生である場合には指導教員をいう。以下同じ。）又は研究分担者の委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。

3 委員会が必要と認めるときは、実施責任者の出席を求め、申請内容等について説明させることができる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(審査)

第7条 委員会が実施する審査について必要な事項は、研究部長が別に定める。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則施行後に、最初に選出される第3条第1項第1号の委員のうち、人間科学系及び公共政策系から選出された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域及び生物資源産業学域研究倫理委員会規則
平成29年4月1日
大学院社会産業理工学研究部長制定

(設置)

第1条 徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域及び生物資源産業学域（以下「両学域」という。）に、人を対象とする研究の適正な実施を図るため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域又は生物資源産業学域で行う人を対象とする研究（徳島大学及び徳島大学の各部局等に置かれる倫理審査委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、研究計画の実施の適否等について、研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点、社会的観点及び科学的観点から審査する。

(審査方針)

第3条 委員会は、前条の審査に際し特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

- (1) ヘルシンキ宣言の理念、当該研究に関する倫理指針等の遵守
- (2) 被験者の尊厳の尊重
- (3) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (4) 個人情報保護の徹底
- (5) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (6) 被験者の人権の保障の社会的又は科学的利益に対する優先
- (7) 研究の適正性及び透明性の確保

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学域長が指名する委員長
 - (2) 両学域の専任の教員のうちから当該学域長が指名する者
 - (3) 両学域と利害関係を有しない倫理、法律等面の有識者
 - (4) その他両学域の長が必要と認める者
- 2 委員のうち2人以上は、両学域以外から選出するものとする。
- 3 委員は、男女両性で構成するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査対象となる研究計画の研究責任者（人を対象とする研究を実施しようとする個人又は団体の責任者をいう。以下同じ。）又は研究分担者の委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。

3 委員会が必要と認めるときは、研究責任者の出席を求め、申請内容等について説明させることができる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会が必要と認めるときは、会議を公開することができる。

(議事)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認

- (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- (迅速審査)

第9条 委員長は、次の各号に掲げるいずれかの審査申請があったときは、委員長が指名する委員と協議のうえ判定することができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に主たる研究実施機関等において倫理審査委員会等の承認を受けた研究計画を、徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域又は生物資源産業学域において実施しようとする場合の研究計画の審査
- (4) 被験者に対して最小限の危害（日常生活や健康検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危害であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危害を含まない研究計画の審査

2 前項の規定により判定を行ったときは、当該判定を行った委員以外のすべての委員に結果を報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申請手続)

第11条 研究責任者は、別に定める倫理審査申請書を所属する学域の学域長（以下「所属長」という。）に提出しなければならない。承認を受けた研究計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 所属長は、前項の倫理審査申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。

(判定の通知)

第12条 所属長は、委員会の審査終了後速やかにその判定を研究責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、審査の判定が第8条第1項第3号、第4号又は第5号である場合には、その条件又は変更若しくは不承認の理由等を記載しなければならない。

(被験者への情報提供)

第13条 研究責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けたときは、被験者に対してその旨を説明し、研究計画の内容等を被験者に書面にて提供しなければならない。

(実施制限及び再審査)

第14条 研究責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けた後でなければ、当該研究を実施することができない。

2 研究責任者は、審査の結果に異議があるときは、再審査を請求することができる。

3 所属長は、前項の請求について必要と認めるときは、委員会に再審査を求めることができる。

(実施中の研究の審査)

第15条 委員会は、実施中の研究に関して審査し、研究責任者に対して研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

(研究の終了又は中止の報告)

第16条 研究責任者は、当該研究を終了し、又は中止したときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(文書管理)

第17条 審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは公表することができる。

2 審査に関する文書は、法令等に定めがある場合を除き、当該研究が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間保管しなければならない。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、常三島事務部生物資源産業学部事務課の協力を得て、常三島事務部理工学部事務課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に廃止前の徳島大学大学院理工学研究部及び生物資源産業学研究部研究倫理委員会規則（平成28年度大学院理工学研究部長及び生物資源産業学研究部長制定）の規定により、承認又は条件付承認の判定をされた研究計画は、この規則の規定により承認又は条件付承認の判定をされたものとみなす。
- 3 この規則施行の際現に廃止前の徳島大学大学院理工学研究部及び生物資源産業学研究部研究倫理委員会規則第17条の規定に基づき保存されている記録は、大学院社会産業理工学研究部理工学域に移管し、この規則の第17条の規定を適用するものとする。
- 4 この規則施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領

平成29年4月1日
大学院社会産業理工学研究部長制定

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が実施する研究倫理審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2条 審査の対象とする研究は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 徳島大学における人を対象とする研究に関する管理規則第2条に掲げる指針が対象とする研究
- (2) 前号に該当しない研究のうち実施責任者(当該研究を代表する者をいう。ただし、当該研究を代表する者が学生である場合には指導教員をいう。以下同じ。)から審査申請があった研究

(審査方針)

第3条 委員会は、審査に際し特に次の各号に掲げる観点に留意するものとする。

- (1) ヘルシンキ宣言の理念、当該研究に関する倫理指針等の遵守
- (2) 研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳の尊重
- (3) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (4) 個人情報の保護の徹底
- (5) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (6) 科学的又は社会的利益に対する被験者の人権の保障の優先
- (7) 研究の適正性及び透明性の確保

(申請手続)

第4条 第2条第1号に該当する研究を実施しようとする実施責任者は、必ず事前に倫理審査申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を研究部長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2号に該当する研究を実施しようとする実施責任者で審査を希望する者は、必ず事前に申請書を研究部長に提出しなければならない。
- 3 前各項で申請され承認された研究計画を変更しようとする場合の手続は、申請手続と同様とする。
- 4 研究部長は、第1項及び第2項の申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の申請書が提出された時点で既に申請に係る研究を実施しつつあるものについては、研究部長は申請書を受理しない。

(判定)

第5条 審査の判定は、出席した委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

(判定の通知)

第6条 研究部長は、委員会の審査終了後速やかにその判定を審査結果通知書（別紙様式第2号）により実施責任者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知に当たっては、審査の判定が前条第3号、第4号又は第5号である場合には、その条件又は変更若しくは不承認の理由等を記載しなければならない。

(迅速審査)

第7条 委員会委員長は、次の各号に掲げるいずれかの審査申請があったときは、委員会委員長が指名する委員と協議のうえ判定することができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に主たる研究実施機関等において倫理審査委員会等の承認を受けた

研究計画を、大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域において実施しようとする場合の研究計画の審査

(4) 被験者に対して最小限の危害（日常生活や健康検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危害であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危害を含まない研究計画の審査

2 前項の規定により判定を行ったときは、当該判定を行った委員以外のすべての委員に結果を報告しなければならない。

（被験者への情報提供）

第8条 実施責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けたときは、被験者に対してその旨を説明し、研究計画の内容等を被験者に書面にて提供しなければならない。

（実施制限及び再審査）

第9条 実施責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けた後でなければ、当該研究を実施することができない。

2 実施責任者は、審査の結果に異議があるときは、再審査を請求することができる。

3 研究部長は、前項の請求について必要と認めるときは、委員会に再審査を求めることができる。

（実施中の研究の審査）

第10条 委員会は、実施中の研究に関して審査し、実施責任者に対して研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

（研究の終了又は中止の報告）

第11条 実施責任者は、当該研究を終了し、又は中止したときは、速やかに報告書（別紙様式第3号）を研究部長に提出しなければならない。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、常三島事務部総合科学部事務課において処理する。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から実施する。

2 この要領実施の際現に廃止前の徳島大学大学院総合科学研究部社会総合科学部門研究倫理審査要領の規定により、承認又は条件付承認の判定をされた研究計画は、この要領の規定により承認又は条件付承認の判定をされたものとみなす。

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

大学院社会産業理工学研究部長 殿

申請者
所属
氏名 印

下記について審査を申請いたします。

記

		受付番号	
研究区分	<input type="checkbox"/> 徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第2条第1号 <input type="checkbox"/> 徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第2条第2号		
研究課題名			
研究期間			
実施責任者	所属	職名	氏名
研究分担者	所属	職名	氏名
研究参加学生	学年	氏名	
研究資金の出所			
研究の目的及び実施計画の概要			
研究実施に当たっての倫理上の問題点			
研究の実施場所			

※審査対象となる実施計画書等を添付してください。

※徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第2条第1号に該当する研究の場合には裏面も記入してください。

研究等における医学倫理的配慮について（Ⅰ～Ⅲは必ず記載のこと）

Ⅰ 研究等の対象とする個人の人権擁護

Ⅱ 研究等の対象となるものに理解を求め同意を得る方法

Ⅲ 研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性と医学上の貢献の予測

Ⅳ その他

別紙様式第2号

研究倫理審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

大学院社会産業理工学研究部長

受付番号

研究課題名

実施責任者名

上記に関わる研究倫理審査申請書を、平成 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので通知いたします。

記

判定	非該当 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認
理由	
その他	

研究 終了 ・ 中止 報告書

平成 年 月 日

大学院社会産業理工学研究部長 殿

実施責任者

所 属

氏 名

印

受付番号 の研究計画を 終了 ・ 中止 しましたので下記のとおり報告いたします。

記

研究課題名			
研究期間			
実施責任者	所属	職名	氏名
研究分担者	所属	職名	氏名
研究参加学生	学年	氏名	
研究資金の出所			
研究の実施状況			
研究結果・研究成果			
その他報告すべき事項			

○徳島大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則

平成27年4月21日
規則第4号制定

徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規則（平成19年度規則第22号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 不正防止のための体制（第5条～第7条）
- 第3章 告発の受付（第8条～第9条）
- 第4章 事案の調査（第10条～第20条）
- 第5章 不正行為等の認定（第21条～第27条）
- 第6章 措置及び処分（第28条～第34条）
- 第7章 雑則（第35条～第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、徳島大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動上の不正行為 研究活動上の不正行為とは、次のものをいう。
 - イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用（以下「特定不正行為」という。）
 - ロ イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の甚だしいもの
- (2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (3) 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、本学において、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育をいう。
- (4) 告発等 本学における不正行為に関する告発又は相談をいう。
- (5) 資金配分機関 告発等が行われた研究活動にかかる予算の配分又は措置をした配分機関等をいう。
- (6) 部局 各学部、大学院研究科、大学院各教育部、大学院各研究部、教養教育院、先端酵素学研究所、ポストLEDフォトンクス研究所、徳島大学学則（昭和33年規則第9号。以下「学則」という。）第4条に定める共同研究施設等、四国産学官連携イノベーション共同推進機構、病院、事務局、常三島事務部、蔵本事務部、技術支援部及びキャンパスライフ健康支援センターをいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を第5条に規定する総括責任者が別に定める方法に沿って適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、徳島大学行動規範（平成18年9月13日制定）を遵守しなければならない。

（学長の責務）

第4条 学長は、不正行為の防止のため、研究者等に対して研究倫理教育、啓発等の機会を設けなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第5条 総括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 総括責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者（以下「責任者」という。）は、原則として部局の長をもって充てる。

2 責任者は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずるとともに、第8条第3項の規定による通知を受けたときは、第10条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

3 責任者は、研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を行うものとする。

4 責任者は、第2項の業務を補佐する者として、研究倫理副責任者を任命することができる。

5 研究倫理副責任者（研究倫理副責任者を置かない部局にあつては責任者）は、若手研究者等に対して、自立した研究活動が行えるように適切な支援・助言等を行うものとする。

(研究倫理教育推進室)

第7条 本学に研究倫理に関する企画・立案及び研究不正の防止策の策定等のため、研究倫理教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室に室長及び室員を置く。

3 室長は、総括責任者をもって充てる。

4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 研究・産学連携部長
- (6) その他室長が必要と認めた者

5 推進室に係る事務は、研究・産学連携部研究・産学企画課が行う。

第3章 告発の受付

(不正行為告発窓口等)

第8条 告発等は、徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則（平成17年度規則第105号。以下「通報規則」という。）第4条における通報等の窓口を通じて受け付ける。

2 告発等は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 総括責任者は、不正行為に関する告発等を受け付けたとき又は不正行為に関する情報を得たときは、速やかに学長に報告するとともに、告発等の対象（不正行為に関する情報の当事者を含む。以下同じ。）となっている研究者等（以下「被告発者」という。）の所属する部局の長（当該部局の長が告発等の対象に含まれているときは、告発等の対象に含まれない副学部長その他これに代わる者とする。以下同じ。）に通知するものとする。

4 総括責任者は、告発等の対象に他機関に所属する者が含まれている場合は、当該他機関の長に通知等を回付することができる。

5 報道、学会等の研究者コミュニティ、インターネット又は他機関から不正行為が指摘された場合（第2項に規定する内容が示されている場合に限る。）については、第3項の規定による告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

6 匿名による告発等があった場合について、必要と認めるときは、第3項の規定に準じて取り扱うことができる。

7 告発等に関してこの規則に定めのない事項については、通報規則に定めるところによる。

(告発処理体制等の周知)

第9条 学長は、告発窓口、告発等の方法、その他必要な事項を学内外に周知するものとする。

第4章 事案の調査

(予備調査の実施)

第10条 学長は、第8条第3項の規定による報告を受けたときは、被告発者の所属する部局の長に予備調査を行わせ、受け付けた日から起算して30日以内に調査結果を報告させるものとする。

2 予備調査を行う部局の長は、告発等を行った者（以下「告発者」という。）、被告発者及びその他関係者に対して、必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行う等の必要な協力を求めることができる。

3 予備調査を行う部局の長は、本調査の証拠となり得る関係書類、実験・観察記録ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第11条 予備調査を行う部局の長は、告発等された行為等が行われた可能性、告発等の際又は不正行為に関する情報として示された科学的理由の論理性、告発等の内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について調査する。

2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第12条 学長は、前条の規定による予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査の実施の是非を決定するものとし、本調査を行うことを決定したときは、調査結果の報告を受けた日から起算して30日以内に調査委員会を設置する。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

3 学長は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、予備調査を行った部局の長は、告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

4 学長は、予備調査の結果、告発等が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部局の長（告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

5 学長は、予備調査の結果について告発者から異議の申し出があったときは、被告発者が所属する部局の長に再調査を命ずることができる。

(調査委員会)

第13条 前条第1項に規定する調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総括責任者

(2) 被告発者が所属する部局の長

(3) 告発等の対象となっている研究分野の研究者で他機関に所属する者 2名以上

(4) 本学と利害関係を有しない倫理、法律等に関する学識経験者 1名以上

(5) その他総括責任者が必要と認める者

2 調査委員会の委員の過半数は、外部有識者でなければならない。

3 調査委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

4 第1項第3号から第5号までの委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が命じ、又は委嘱する。

5 調査委員会の事務は、関係部局の協力を得て研究・産学連携部研究・産学企画課が行う。

(調査委員会設置に伴う通知)

第14条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、学長に書面により、異議を申し立てることができる。

3 学長は、前項の規定による異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、本調査を開始するときは、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

2 調査委員会は、告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察記録ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

5 告発者、被告発者及びその他当該告発等に係る事案に関係する者（以下「関係者」という。）は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第16条 本調査の対象は、告発等された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第17条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発等された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第18条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第19条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第20条 被告発者は、本調査において、告発等された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続ののちで行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、調査委員会は第15条第5項に定める保障を与えなければならない。

第5章 不正行為等の認定

（認定の手續）

第21条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合で、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。この場合において、認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第1項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

（認定の方法）

第22条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存・管理期間内の生データ、実験・観察記録ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第23条 学長は、第21条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被告発者が所属する部局の長に通知するとともに資金配分機関に報告する。

2 学長は、悪意に基づく告発等と認定された場合、告発者及び被告発者が所属する部局の長にその旨を通知するものとする。

3 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第24条 研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発等と認定された者を含む。）は、当該認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 学長は、第1項の不服申立てがあった場合は、告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

4 学長は、第2項の不服申立てがあった場合は、告発者が所属する部局の長及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に不服申立てについて報告するものとする。

(再調査の実施)

第25条 学長は、前条第1項及び第2項による不服申立てを受けたときは、調査委員会に不服申立てに係る審査を命ずるものとする。この場合において、不服申し立ての趣旨が調査委員会の構成等その公平性に関わるとき又は新たに専門性を要する判断が必要となるときは、調査委員の交代若しくは追加又は新たに調査委員会を設置し、再調査を行わせることができる。

2 調査委員会は、学長から前項の審査を命じられた場合は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものとされた場合には、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。この場合において、不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、不服申立人に以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

4 学長は、第2項の報告が再調査の実施とされた場合は、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に不服申立の審査結果について報告するものとする。

(再調査の方法)

第26条 調査委員会は、再調査を実施する決定をした場合は、不服申立人に対し、本調査の結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続を打

ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、学長にその旨を報告し、学長は、不服申立人にその旨を通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、開始の日から起算して50日以内（第24条第2項の規定に基づく不服申し立ての場合は30日以内。以下同じ。）に本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。
- 4 再調査の調査結果の通知は、第23条各項の規定を準用する。

（調査結果の公表）

第27条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名等を非公表とすることができる。

- 2 前項の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発等がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案（告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過をいう。以下同じ。）が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発等が行われたと認定された場合は、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発等と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

第6章 措置及び処分

（調査中における一時的措置）

第28条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等に係る経費の執行停止その他の必要な措置を講ずることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、前2項の措置を行った場合は、被告発者にその旨を通知するものとする。

（研究費の使用中止）

第29条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該告発等に係る経費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第30条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、第28条第1項及び第2項に基づく研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、第17条第1

項及び第2項に基づく証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第32条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、国立大学法人徳島大学就業規則（平成16年度規則第7号。以下「就業規則」という。）、学則その他関係法令等の定めに基づき、必要な処分を行うものとする。

2 学長は、前項の場合において、被認定者に既に使用した経費の全部又は一部を返還させることができる。

3 学長は、前2項の処分を行ったときは、資金配分機関に対して、その処分の内容等を報告する。

4 学長は、告発が悪意によるものと認定された場合、告発者が本学の職員又は学生であるときは、就業規則又は学則に基づき、必要な処分を行うことができる。

(是正措置等)

第33条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、不正行為が発生した部局の長に、速やかに是正措置及び再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを命じ、必要に応じて全学的な是正措置等をとるものとする。この場合において、不正行為に関与していない部局及び研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づく是正措置等の内容を、必要に応じて資金配分機関及び文部科学省その他の関係機関に報告するものとする。

(不利益扱いの禁止)

第34条 学長及び部局の長は、告発等をしたことを理由として、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長、総括責任者及び部局の長は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

第7章 雑則

(秘密保護義務)

第35条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に携わることがなくなった場合も同様とする。

2 学長は、調査事案について、本調査の終了前に、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないように秘密保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者（以下「当該者」という。）の了承を得た上で、本調査の終了前に調査事案について公表することができる。ただし、当該者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、了承は不要とする。

4 学長及びこの規則に定める業務に携わる全ての者は、関係者に連絡又は通知をするときは、人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(調査期間の厳守)

第36条 予備調査、本調査及び再調査については、それぞれの調査ごとに定める期間内において、速やかに行わなければならない。

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、不正行為への対応について必要な事項は、総括責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月21日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第64号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第78号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第89号改正）

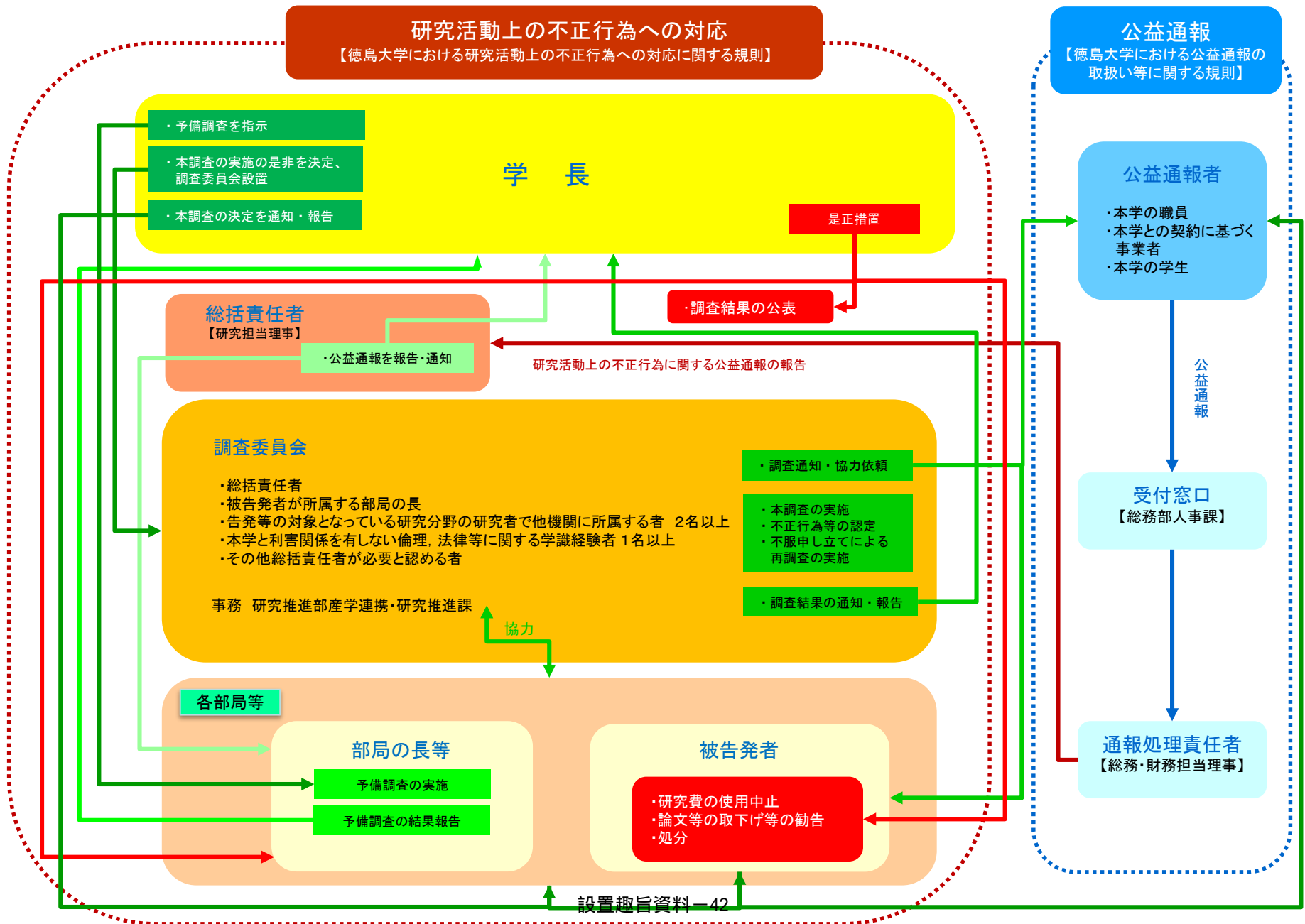
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第1号改正）

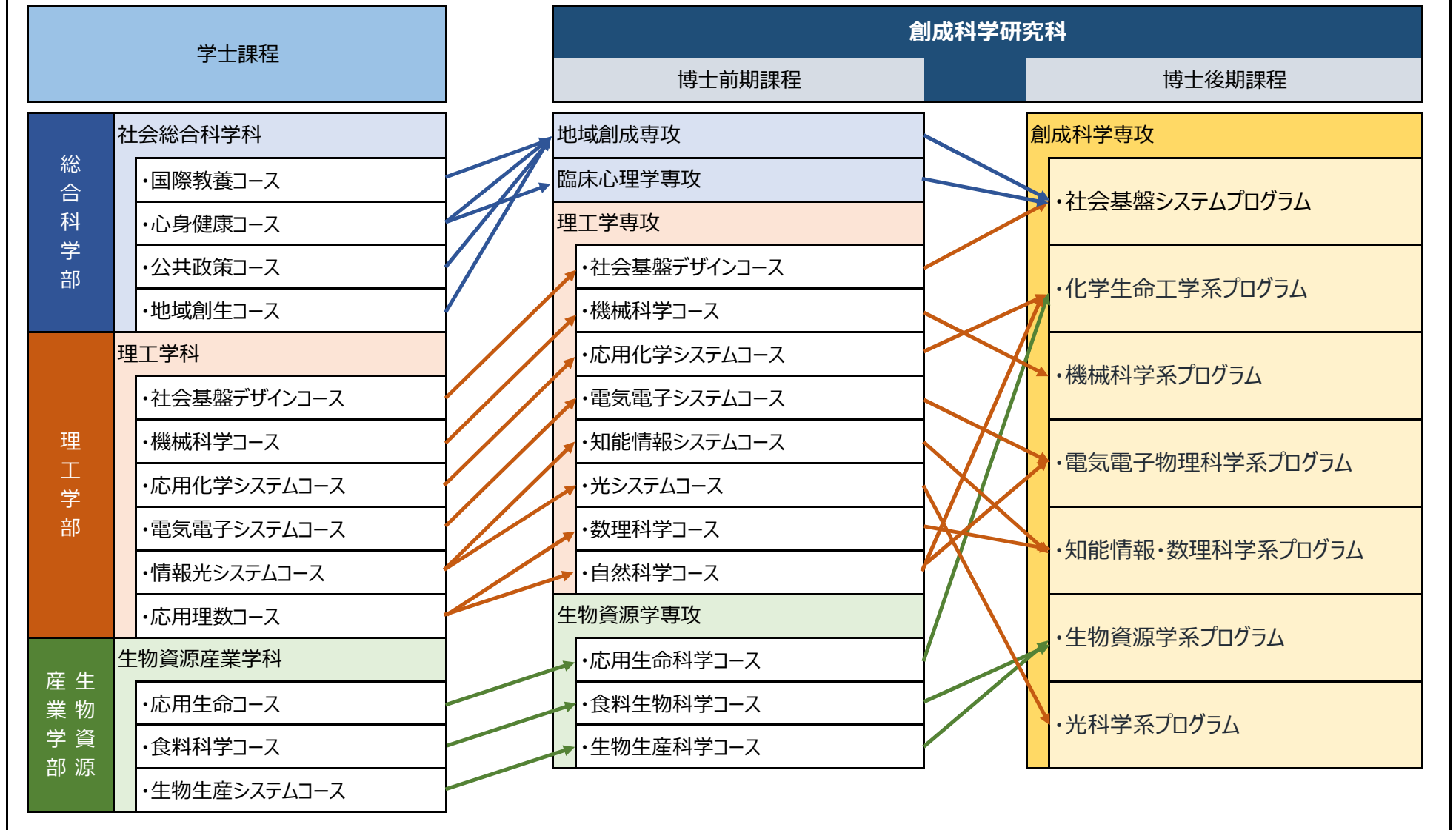
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第80号改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



学士課程から博士課程への主な接続先



目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 採用，異動等
 - 第1節 採用（第7条—第12条）
 - 第2節 評価（第13条）
 - 第3節 昇任（第14条）
 - 第4節 異動（第15条・第16条）
 - 第5節 クロスアポイントメント制（第16条の2）
 - 第6節 休職及び復職（第17条—第21条）
 - 第7節 期間の定めのない労働契約への転換（第21条の2）
 - 第8節 退職（第22条—第25条）
 - 第9節 降任及び解雇（第26条—第28条）
 - 第10節 退職後の責務等（第29条—第31条）
- 第3章 給与（第32条）
- 第4章 服務規律（第33条—第37条）
- 第5章 労働時間及び休暇等（第38条）
- 第6章 研修（第39条）
- 第7章 表彰（第40条）
- 第8章 懲戒等（第41条—第44条）
- 第9章 安全及び衛生（第45条—第51条）
- 第10章 出張（第52条・第53条）
- 第11章 福利・厚生（第54条）
- 第12章 災害補償（第55条）
- 第13章 退職手当（第56条）
- 第14章 職務発明等（第57条）
- 第15章 雑則（第58条）

附則

第1章 総則

（目的及び効力）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「職員」とは、大学に常時勤務する者（次条各号に掲げる者を除く。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる者については、それぞれ就業規則を別に定める。

(1) 第25条の規定により再雇用する者

(2) 期間を定めて雇用する者（研究部長，病院長，第24条の規定により定年を延長される教員，国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則（平成16年度規則第38号）第2条の規定により任期を付される教員，国立大学法人徳島大学職員人事規則（平成16年度規則第14号。以下「人事規則」という。）第3条第2項第4号の規定により雇用される任期付き職員及び国立大学法人徳島大学職員の労働時間，休暇等に関する規則（平成16年度規則第

20号。以下「労働時間、休暇等規則」という。)第29条第5項の規定により雇用される任期付き職員を除く。)

(3) 準職員

(教員に関する別段の定め)

第4条 教員の採用、懲戒等に関する事項は、教員の職務とその責任の特殊性に鑑み、別段の定めをすることができる。

(規則の遵守)

第5条 大学及び職員は、それぞれの立場で法令及びこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(権限の委任)

第6条 大学の長(以下「学長」という。)は、この規則に規定する権限の一部を他の役員又は職員に委任することができる。

第2章 採用、異動等

第1節 採用

(採用)

第7条 職員の採用は、競争試験又は選考により学長が行う。

2 職員として採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) その他大学が必要と認める書類

3 職員の採用の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。

(赴任)

第8条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、学長の承認を得たときは、この限りでない。その場合、赴任日は、採用の日から7日以内とする。

(職員の配置)

第9条 職員の配置は、大学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第10条 大学は、職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の労働条件に係る事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 労働契約の更新の有無及び基準に関する事項

(5) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(6) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(7) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第11条 新たに採用した者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない。

(1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良なとき。

(2) 精神又は身体の障害により、職務の遂行に堪えられないとき。

(3) その他職員としての適格性を欠くとき。

3 第27条第3項の規定は、前項の規定に基づいて試用期間中の者(試用期間が14日を経過していない者を除く。)を解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない場合に、これを準用する。

4 第28条の規定は、第2項の規定に基づいて試用期間中の者を解雇し、又は試用期間満了時

に本採用しない場合に、これを準用する。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第12条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項の証明書
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (3) 職歴のある者にあつては、源泉徴収票、年金手帳及び雇用保険被保険者証
- (4) その他大学が必要と認める書類

第2節 評価

(勤務評定)

第13条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第14条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

第4節 異動

(異動)

第15条 学長は、業務の都合により、職員に配置換、併任及び在籍出向（以下「異動」という。）を命ずることがある。

- 2 異動を命じられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。
- 3 配置換及び在籍出向を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。
- 4 第8条の規定は、配置換及び在籍出向を命じられた場合に、これを準用する。
- 5 職員の配置換及び併任の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。
- 6 職員の在籍出向の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員出向規則（平成16年度規則第15号）で定める。

(転籍出向)

第16条 学長は、業務の都合により、職員に転籍出向を命ずることがある。

- 2 前項の場合、学長は、職員の同意を得なければならない。

第5節 クロスアポイントメント制

(クロスアポイントメント制)

第16条の2 教員は、大学以外の機関との協定に基づき、クロスアポイントメント制の適用を受けることができる。

- 2 クロスアポイントメント制について必要な事項は、国立大学法人徳島大学クロスアポイントメント制に関する規則（平成27年度規則第34号）で定める。

第6節 休職及び復職

(休職)

第17条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。

- (1) 精神又は身体の障害のため、長期の休養を要するとき。
- (2) 私事により、欠勤が連続して1月に達したとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (5) 国又は特定独立行政法人の委託を受け、前号に掲げる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (6) 職員が研究成果の活用や経営参加等のため営利企業その他の団体の職を兼ね、あるいはその営利企業等の事業に協力ないし関与する必要がある、かつ、大学における職務に従事することができないと認められるとき。
- (7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (8) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣するとき。

(9) 労働組合業務に専従するとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが相当と認められるとき。

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 第1項第2号における欠勤は、欠勤の中断期間が1月未満の場合は前後の欠勤期間を通算し、連続しているものとみなす。

(休職の期間)

第18条 前条第1項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定による休職の期間は、1月とする。

3 前条第1項第3号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 前条第1項第4号から第7号まで及び第10号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 前条第1項第8号及び第9号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも5年を超えない範囲内とする。前条第1項第8号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職)

第19条 休職中の職員の休職事由が消滅した場合においては、当該職員が退職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。

2 第17条第1項第1号に掲げる事由により休職にした者については、前条第1項に定める休職期間が満了するまでに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させるものとする。

3 前項の規定により復職した者が復職後1月以内に同一の精神又は身体の障害の再発のため引き続き14日以上勤務できなかつたときは、復職を取り消し、勤務しなかつた日を休職期間に通算する。

4 第17条第1項第2号に掲げる事由により休職とした者について、復職後1年以内に同一の事由により欠勤するときは、欠勤開始日より休職とする。

5 第1項の規定は、第17条第1項第3号に掲げる事由により休職とした者について、当該休職事由が消滅するまでに、第42条の規定に基づいて懲戒処分を行うことを妨げるものではない。

6 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は、当然復職するものとする。

(休職中の者の身分等)

第20条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、休職にされたときに占めていた職位又は休職中に異動した職位を保有するものとする。

3 前項の規定は、当該職位を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

4 休職中の職員の給与については、国立大学法人徳島大学職員給与規則（平成16年度規則第8号。以下「給与規則」という。）又は国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則（平成22年度規則第83号。以下「年俸制給与規則」という。）で定める。

(在籍出向休職)

第21条 職員が第15条第1項に基づき在籍出向を命ぜられた場合は、在籍出向休職とする。

第7節 期間の定めのない労働契約への転換

(期間の定めのない労働契約への転換)

第21条の2 任期を定めて雇用されている者のうち平成25年4月1日以後に大学との間で契約された期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の契約期間を通算した期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は除く。）が5年（教員にあっては、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律に基づき、10年）を超えるものであって、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換を希望する者は、当該契約期

間が満了する30日前までに学長に文書を提出することにより、無期労働契約への転換を申し込むことができる。

- 2 前項の規定により無期労働契約へ転換した場合、就業規則については、引き続きこの規則が適用され、労働条件については、現に契約している有期労働契約の労働条件（労働契約の期間を除く。）と同一の労働条件（労働契約の期間を除く。）とする。ただし、職員の同意を得た場合は、この限りでない。

第8節 退職

(退職)

第22条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を申し出て学長から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、学長から認定を受けたとき。
- (4) 任期を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 大学の役員に就任したとき。
- (7) 第17条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号に掲げる事由により休職とした者について、第18条に定める休職の期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由が消滅していないとき。

- 2 その他職員の退職の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。

(定年)

第23条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 用務員 満63歳
- (3) 前2号以外の職員 満60歳

(定年の延長)

第24条 教員のうち、特に顕著な業績があり、学長が特に必要と認める場合には、前条の規定にかかわらず、その教員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えない範囲内で期限を定め、その教員を引き続いて勤務させることができる。

(定年後の再雇用)

第25条 第23条第2項第2号及び第3号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者については、一事業年度を超えない範囲内で任期を定め、再雇用する。ただし、第22条に規定する退職事由（同条第1項第2号を除く。）又は第27条に規定する解雇事由に該当する場合には、再雇用しない。

第9節 降任及び解雇

(降任)

第26条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任を行うことができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良なとき。
- (2) 精神又は身体の障害により職務の遂行に堪えられないとき。
- (3) その他必要な適性を欠くとき。

- 2 前項の規定による降任を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。

(解雇)

第27条 職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたときは、解雇する。

- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績若しくは業務能率が著しく不良で、向上の見込がなく、又は勤務状況が著しく不良で、改善の見込がなく、他の職務にも転換できない等、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき。

- (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (3) 大学の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、組織の改廃等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (4) 従事している業務を廃止する必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (5) 従事している業務に係る資金の受け入れが終了となり当該業務を縮小する必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (6) 第41条に規定する懲戒の事由に該当する事実があると認められたとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。

3 前2項の規定による解雇を行う場合においては、30日前までにその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4 第2項の規定による解雇を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。

5 職員が第3項の規定による解雇の予告がなされた場合において、学長に対し、当該退職の日までの間においても、当該解雇の理由を記載した文書の交付を請求することができる。

(解雇制限)

第28条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 別に定める産前産後の期間及びその後30日間

第10節 退職後の責務等

(退職後の責務)

第29条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(借用物品の返還)

第30条 職員が退職した場合又は解雇された場合は、大学から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第31条 学長は、労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

(給与)

第32条 職員の給与について必要な事項は、給与規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、年俸制給与規則によることができる。

第4章 服務規律

(服務)

第33条 職員は、国大法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、上司の指揮命令に従って誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なく職務以外の目的で大学の施設、物品等を使用しないこと。

(2) 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと。

- (3) 大学の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
- (4) 職務上知ることのできた秘密又は個人情報等を漏らさないこと。
- (5) その他職員としてふさわしくない行為をしないこと。

(ハラスメントの禁止)

第35条 職員は、相手方の望まない言動により、他の職員、学生等に不利益や不快感を与えたり、就業環境又は修学環境を悪くすると判断されるようなことを行ってはならない。

(兼業)

第36条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員兼業規則（平成16年度規則第17号）で定める。

(職員の倫理)

第37条 職員の職務に係る倫理について必要な事項は、国立大学法人徳島大学倫理規則（平成16年度規則第18号）で定める。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第38条 職員の労働時間及び休暇等について必要な事項は、労働時間、休暇等規則で定める。

第6章 研修

(研修)

第39条 職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 職員の研修の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員研修規則（平成16年度規則第24号）で定める。

第7章 表彰

(表彰)

第40条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき。
- (2) 大学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行ったとき。
- (3) その他学長が必要と認めるとき。

2 職員の表彰の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学表彰規則（平成16年度規則第25号）で定める。

第8章 懲戒等

(懲戒の事由)

第41条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その情状に応じて、次条に定める懲戒処分を行う。

- (1) 重大な経歴詐称をして雇用されたとき。
- (2) 正当な理由なしに無断欠勤をし、出勤の督促に応じなかったとき。
- (3) 正当な理由なしに無断でしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (4) 正当な理由なく、しばしば業務上の命令に従わなかったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により大学に重大な損害を与えたとき。
- (6) 大学内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。
- (7) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (8) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込がないと認められたとき。
- (9) 相手方の望まない行動により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき。
- (10) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき。
- (11) 私生活上の非違行為や大学に対する誹謗中傷等によって大学の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- (12) 大学の業務上重要な秘密を外部に漏洩して大学に損害を与え、又は業務の正常な運営を

阻止したとき。

(13) 職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したとき。

(14) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

(懲戒の種類・内容)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとする。

(1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。

(3) 停職 1月以上1年以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(5) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度として、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減ずる。

(6) 戒告 将来を戒める。

2 第27条第5項の規定は、第1項第2号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。

3 第28条の規定は、第1項第1号及び第2号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。

4 職員の懲戒の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員懲戒規則（平成16年度規則第26号）で定める。

(訓告等)

第43条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、訓告、嚴重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行うことができる。

(損害賠償)

第44条 職員が業務に関し大学に重大な損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。なお、これによって第42条の懲戒を免れるものでない。

第9章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第45条 大学は、職員の心身の健康増進及び危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 前項及び次条から第51条までに定めるもののほか、職員の安全・衛生管理の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員安全衛生管理規則（平成16年度規則第27号）で定める。

(協力義務)

第46条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第47条 職員は、大学が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第48条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第49条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。

(2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かした

り、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第50条 職員は、大学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

2 学長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第51条 職員は、自己、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに上司に届け出てその命令に従わなければならない。

2 学長は、前項の届出の結果必要と認める場合には、当該職員に就業の禁止を命ずることができる。

第10章 出張

(出張)

第52条 学長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに学長に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人徳島大学旅費規則（平成16年度規則第28号）で定める。

第11章 福利・厚生

(宿舍)

第54条 職員の宿舍の利用について必要な事項は、国立大学法人徳島大学宿舍規則（平成16年度規則第29号）で定める。

第12章 災害補償

(災害補償)

第55条 職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第56条 給与規則により給与を決定された職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員退職手当規則（平成16年度規則第9号）で定める。

第14章 職務発明等

(権利の帰属)

第57条 職員が職務上行った発明等（以下「職務発明等」という。）は、特別の理由がある場合を除き、大学に帰属するものとする。

2 職務発明等の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職務発明規則（平成16年度規則第19号）で定める。

第15章 雑則

(規則の解釈等)

第58条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会に諮って学長が決定する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国大法附則第4条の規定により身分を承継された職員が、この規則施行の日前において行った行為が第41条各号に定める事由に該当すると認められた場合は第42条に定める懲戒処分又は第43条に定める訓告等を行う。

3 この規則施行の日の前日において、現に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条第1号又は人事院規則11—4第3条第1項第1号の規定により休職とされている職員は、この規則の休職に関する規定の適用により休職とされたものとみなす。

附 則（平成17年3月24日規則第149号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第106号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第84号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月31日規則第15号改正）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第34号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日規則第40号改正）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第25号改正）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第98号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日規則第11号改正）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日規則第41号改正）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第105号改正）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに、無期労働契約への転換を申し込むことができる権利が生じている教員にあっては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月25日規則第12号改正）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月29日規則第15号改正）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日規則第33号改正）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日規則第41号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第46号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

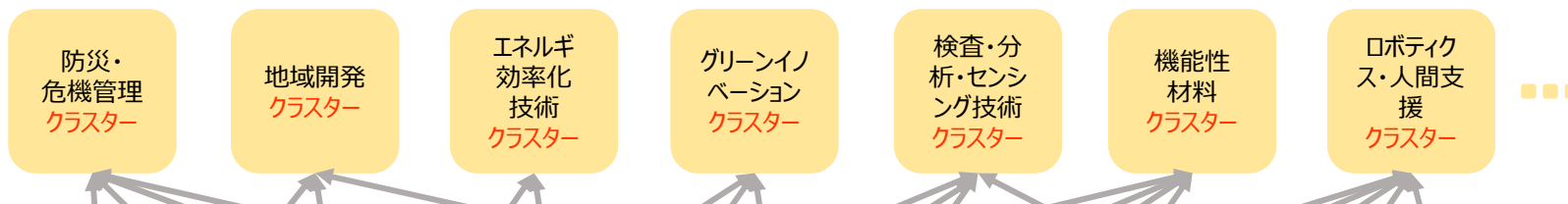
附 則（令和元年9月13日規則第21号改正）

この規則は、令和元年9月14日から施行する。

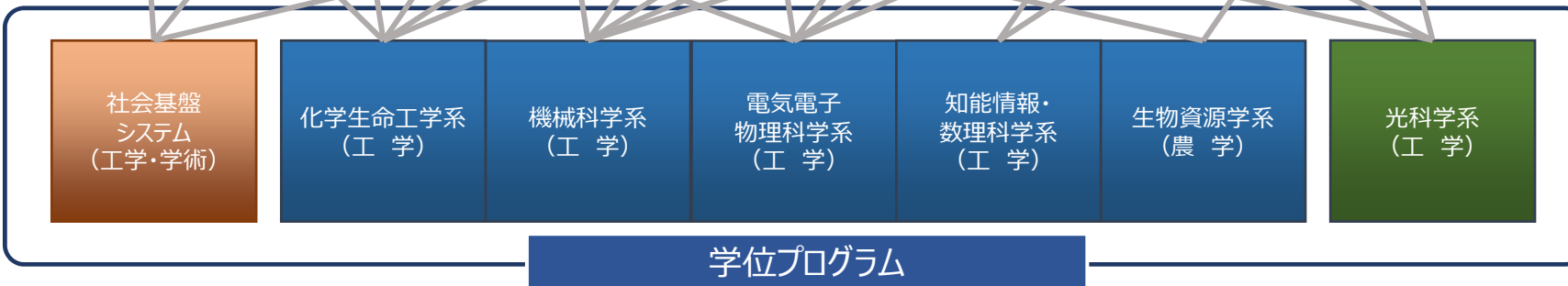
教員組織の編成

研究指導クラスター（研究指導体制）

【導入目的】 学生と異なる学位プログラムの教員が、学生の研究テーマに対して別の視点や考え方を提示し指導を行うことにより、当該学生の専門分野の周辺知識や視野の拡大を図る。



【組織構成】 基盤となる「学位プログラム」を横断して、適切な規模で複数個の専門基盤分野を内包する教員構成で「研究指導クラスター」を組織する。



教育組織

教員組織

